

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年11月5日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年11月5日（月）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

行政経営改革課 高山課長、元田主査補、佐藤主任主事

3 件名

指定管理料の調整方法及び調整のスケジュールについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・利用料金収入が上がった部分を企業努力として調整していないことについて、利用料金収入が年々増えている指定管理者からは意見が上がるのではないかと。
⇒案を決定し次第、指定管理者と基本協定及び年度協定の変更内容について協議することとなるが、今回の調整はあくまでも募集要項に基づいて、利用料金の変更により影響のあった部分だけを調整するものであり、企業努力とは異なる部分であるとして理解が得られるよう説明していく。

・施設ごとに調整の期間が異なるのはなぜか。
⇒指定管理者の指定期間ごととしているためである。平成32年度から新たな指定期間となる施設は、調整後の指定管理料で募集するため調整する必要がなくなる。なお、西白井コミュニティプラザは、既に調整後の指定管理料で募集しているため、調整は必要ない。

・施設の利用料金を平成30年4月に見直したが反響はどうか。
⇒説明会などで意見はあったが、それ以後はない。利用者からは、やむを得ないということで理解を得ている状態であると考えている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 行政経営改革課

件名	指定管理料の調整方法及び調整のスケジュールについて					
現状・課題	<p>・H30年4月に実施した利用料金の見直し(①)、H31年10月に実施予定の消費税率の引上げ(②)による利用料金の額の改正とH31年4月に実施予定の減免制度の見直し(③)に伴い、H30年度以降の利用料金収入は、市及び指定管理者が当初見込んでいた額から大きく変更となる見込みである。</p> <p>・指定管理者の募集に当たり、「利用料金の変更に伴い、収入見込み額に増減が発生する場合については、その増減の範囲内において指定管理料を見直す場合がある。」としている。</p>					
付議事案	目的	①利用料金の見直し、②消費税率引上げ、③減免制度見直しに伴う指定管理者の利用料金の増減について、指定管理料を調整することで、市が支出する額を適正な額とするため。				
	対応方策	<p>利用料金の増減額を算定した上で、利用料金収入が増額する場合は指定管理料を減額し、利用料金収入が減額する場合は指定管理料を増額するため、指定管理者と協議を行い、必要な予算措置を講じた上で、基本協定・年度協定を変更し、指定管理料を調整する。</p> <p>●公民館・コミュニティセンター</p> <p>①利用料金見直し対応・②消費税率引上げ対応→H30年度実施</p> <p>③減免制度見直し対応→H31年度実施</p> <p>●運動公園・市民プール(気候・天候に利用者数が左右される施設)</p> <p>①利用料金見直し対応②消費税率引上げ対応</p> <p>→天候により利用者の利用動向が大幅に異なり、年度ごとの利用料金収入が大幅に異なることから、適正な影響額を把握することができないため指定管理料の調整は実施しない。</p> <p>③減免制度見直し対応→H31年度実施</p>				
論点(決定を要する事項)	指定管理料の「調整方法」及び「調整スケジュール」のとおり、指定管理料を調整することの是非(以後の利用料金の見直し等の対応についても同様の調整方法及びスケジュールとする。)					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)						
スケジュール	別添資料のとおり					
		有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	H31.3議会、H32.3議会	広報・HP等	無	
	市民参加	無				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (<input type="text"/> まで)				
参考情報	関係法令等					
	関係課	生涯学習課、市民活動支援課、高齢者福祉課				
	事業費	千円(うち特定財源				千円)

指定管理料の調整方法及び調整のスケジュールについて

1 指定管理料の調整方法

(1) 公民館・コミュニティセンターの調整について

次のとおり、指定管理料の調整を実施する。

①利用料金見直し対応：平成30年度実施

$$\underline{\text{(平成30年度上半期の利用料金収入額} \times 2) - \text{基準年度の利用料金収入額}}$$

※基準年度は、直近3年間のうち利用料金収入が最も多い年度と最も少ない年度を除いた年度とする。

②消費税率引上げ対応：平成30年度実施

$$\underline{\text{平成31年度: (平成30年度上半期の利用料金収入額} \times 2) \times 2\% (\text{消費税率引上げ分}) \div 2}$$

$$\underline{\text{平成32年度以降: (平成30年度上半期の利用料金収入額} \times 2) \times 2\% (\text{消費税率引上げ分})}$$

③減免制度見直し対応：平成31年度実施

$$\underline{\text{(平成31年度上半期の利用料金減免額} \times 2) - \text{平成30年度利用料金減免額}}$$

※指定管理者が独自に実施する利用料金の減免は調整の対象としない。

(2) 運動公園・市民プールについて

①利用料金見直し対応・②消費税率引上げ対応

天候により利用者の利用動向が大幅に異なり、年度ごとの利用料金収入が大幅に異なることから、適正な影響額を把握することができないため指定管理料の調整は実施しない。

③減免制度見直し対応：平成31年度実施

公民館・コミュニティセンターと同様の方法で、指定管理料の調整を実施する。

2 調整を実施する指定管理料

	平成30年度	平成31年度
西白井複合センター（西白井公民館）	①・②	③
白井駅前センター（白井駅前公民館）	①・②	③
桜台センター（桜台公民館）	①・②	③
学習等供用施設	①・②	③
白井コミュニティセンター	①・②	③
福祉センター（青少年女性センター）	①・②	③
福祉センター（老人福祉センター）	①・②市外利用者	③市外+①風呂
西白井コミュニティプラザ	×	×
運動公園	×	③
市民プール	×	③

①利用料金見直し対応、②消費税率引上げ対応、③減免制度見直し対応、×実施しない

3 指定管理料の調整額（概算）

(1) 利用料金見直し対応による利用料金収入の影響（指定管理料の減額）

	平成30年度以降
西白井複合センター（西白井公民館）	1,047,900円
白井駅前センター（白井駅前公民館）	854,935円
桜台センター（桜台公民館）	542,700円
学習等供用施設	733,640円
白井コミュニティセンター	834,060円
福祉センター（青少年女性センター）	250,590円
福祉センター（老人福祉センター）	1,480円
合計	4,265,305円

(2) 消費税率引上げ対応による利用料金収入の影響（指定管理料の減額）

	平成31年度	平成32年度以降
西白井複合センター（西白井公民館）	45,161円	90,322円
白井駅前センター（白井駅前公民館）	37,208円	—
桜台センター（桜台公民館）	30,784円	61,568円
学習等供用施設	31,214円	—
白井コミュニティセンター	29,938円	—
福祉センター（青少年女性センター）	13,735円	27,469円
福祉センター（老人福祉センター）	76円	152円
合計	188,116円	179,511円

(3) 減免制度見直し対応による利用料金収入の影響

※見直し後の減免制度が始まる平成31年4月以前では、各施設で概算できない。

4 実際の調整スケジュール

(1) 平成30年度に指定管理料の調整を行う場合のスケジュール

①利用料金見直し対応及び②消費税率引上げ対応

11月5日	●行政経営戦略会議 利用料金見直し、減免制度見直し、消費税率引上げの対応を決定する。
11月中旬	●指定管理者への説明会開催 基本協定と年度協定の変更内容を協議する。
11月中旬 ～下旬	●基本協定と年度協定の変更 ①平成30年度が指定管理期間の最終年度の場合（利用料金見直しのみ実施） ・利用料金増（指定管理料減）の場合は、基本協定及び平成30年度の年度協定を変更し、変更後の基本協定及び年度協定に基づき、第4四半期の指定管理料から利用料金増額分を減額して支払う。 ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、当初どおり第4四半期の指定管理料を支払った上で、平成31年3月議会に補正予算（平成30年度の追加分の指定管理料）を上程し、基本協定及び平成30年度の年度協定を変更してから指定管理料を支払う。

	<p>②平成30年度以降も指定管理期間がある場合（利用料金見直し・消費税率引上げ対応を実施）</p> <p>1）平成30年度の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金増（指定管理料減）の場合は、変更後の基本協定及び平成30年度の年度協定に基づき、第4四半期の指定管理料から利用料金増額分を減額して支払う。 ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、平成31年3月議会に補正予算（平成30年度の追加分の指定管理料と平成31年度以降の債務負担行為の追加）を上程し、基本協定及び平成30年度の年度協定を変更してから指定管理料を支払う。 <p>2）平成31年度以降の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度以降は、変更後の基本協定又は指定管理者との協議結果に基づき、指定管理料を積算し、年度ごとに当初予算（指定管理料）を要求する。 ・平成31年10月1日以降は、平成31年度当初予算から消費税率引上げ分を利用料金に転嫁して、指定管理料を積算する。 <p>③平成31年度から新規に指定管理期間が開始される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者との協議結果に基づき、利用料金見直しと消費税率引上げの影響額について、平成31年3月議会に補正予算（債務負担行為）を上程するとともに、平成31年度当初予算（指定管理料）を要求する。議決後に見直し後の額で基本協定及び平成31年度の年度協定を締結する。 <p>④平成32年度から新規に指定管理期間が開始される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金見直し、消費税率引上げに伴う影響額をあらかじめ反映した平成31年度当初予算（債務負担行為）を平成31年3月議会上に上程する。
12月～1月	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理料（第4四半期）の支払い ・利用料金増（指定管理料減）の場合は、変更後の基本協定及び平成30年度の年度協定に基づき、第4四半期の指定管理料から利用料金増額分を減額して支払う。 ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、当初どおり第4四半期の指定管理料を支払う。
平成31年2月	<ul style="list-style-type: none"> ●補正予算及び当初予算の要求 ・平成31年度の当初予算（平成31年度の指定管理料）及び平成30年3月補正予算（平成30年度の追加分の指定管理料と平成31年度以降の債務負担行為の追加）を平成31年3月議会上に上程する。
3月末	<ul style="list-style-type: none"> ●追加分の指定管理料の支払い ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、基本協定及び平成30年度の年度協定を変更後に、追加分の指定管理料を支払う。

（2）平成31年度に指定管理料の調整を行う場合のスケジュール

③減免制度見直し対応

平成30年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ●行政経営戦略会議 利用料金見直し、減免制度見直し、消費税率引上げの対応を決定する。
平成31年4月	<ul style="list-style-type: none"> ●見直し後の減免制度の開始 減免の影響額を把握するため、減免の実施状況を確認する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者への説明会開催 基本協定及び年度協定の変更内容を協議する。

10月	<p>●基本協定と年度協定の変更</p> <p>①平成31年度が指定管理期間の最終年度の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金増（指定管理料減）の場合は、変更後の基本協定及び平成31年度の年度協定に基づき、第4四半期の指定管理料から利用料金増額分を減額して支払う。 ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、平成31年12月議会に補正予算（平成31年度の追加分の指定管理料）を上程し、基本協定及び平成31年度の年度協定を変更してから指定管理料を支払う。 <p>②平成31年度以降も指定管理期間がある場合</p> <p>1) 平成31年度の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金増（指定管理料減）の場合は、変更後の基本協定及び平成31年度の年度協定に基づき、第4四半期の指定管理料から利用料金増額分を減額して支払う。 ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、平成31年12月補正予算（平成31年度の追加分の指定管理料と平成32年度以降の債務負担行為の追加）を平成31年12月議会に上程し、基本協定及び平成31年度の年度協定を変更してから指定管理料を支払う。 <p>2) 平成32年度以降の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度以降は、変更後の基本協定又は指定管理者との協議結果に基づき、指定管理料を積算し、年度ごとに当初予算（指定管理料）を要求する。 <p>③平成32年度から新規に指定管理期間が開始される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者との協議結果に基づき、減免制度の見直しの影響額について、平成31年12月議会に補正予算（債務負担行為）を上程し、見直し後の額で基本協定を締結した上で、平成32年3月議会に平成32年度当初予算（平成32年度指定管理料）を上程し、議決後に見直し後の額で平成32年度の年度協定を締結する。 <p>④平成33年度から新規に指定管理期間が開始される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度見直しに伴う影響額を反映した当初予算（債務負担行為）を平成32年3月議会に上程する。
12月～ 1月	<p>●指定管理料（第4四半期）の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金増（指定管理料減）の場合は、変更後の基本協定及び平成31年度の年度協定に基づき、第4四半期の指定管理料から利用料金増額分を減額して支払う。 ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、当初どおり第4四半期の指定管理料を支払う。
1月頃	<p>●追加分の指定管理料の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金減（指定管理料増）の場合は、基本協定及び平成31年度の年度協定を変更後に追加分の利用料金減額分の指定管理料を支払う。
平成32年 2月	<p>●当初予算の要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度の当初予算（平成32年度の指定管理料）を平成32年3月議会に上程する。

参考資料：指定管理料の調整額の算定方法及び概算

利用料金見直し対応
消費税率
引上げ対応
(H31)
消費税率
引上げ対応
(H32)

西白井複合センター(西白井公民館)

平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (C)
3,437,535円	3,468,210円	3,506,870円

平成30年度上半期 (D)	平成30年度見込 (E)=D×2
2,519,050円	5,038,100円

利用料金増加額 E-B	利用料金増加額 E×2%÷2	利用料金増加額 E×2%
1,569,890円	50,381円	100,762円

白井駅前センター(白井駅前公民館)

平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (C)
2,873,130円	2,865,885円	2,853,595円

平成30年度上半期 (D)	平成30年度見込 (E)=D×2
2,085,380円	4,170,760円

利用料金増加額 E-B	利用料金増加額 E×2%÷2	利用料金増加額 E×2%
1,304,875円	41,708円	H32新規

桜台センター(桜台公民館)

平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (C)
2,535,720円	2,457,385円	2,645,210円

平成30年度上半期 (D)	平成30年度見込 (E)=D×2
1,730,300円	3,460,600円

利用料金増加額 E-A	利用料金増加額 E×2%÷2	利用料金増加額 E×2%
924,880円	34,606円	69,212円

学習等供用施設

平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (C)
-	-	2,387,800円

平成30年度上半期 (D)	平成30年度見込 (E)=D×2
1,560,720円	3,121,440円

利用料金増加額 E-C	利用料金増加額 E×2%÷2	利用料金増加額 E×2%
733,640円	31,214円	H32新規

白井コミュニティセンター

平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (C)
2,159,700円	2,111,955円	2,224,975円

平成30年度上半期 (D)	平成30年度見込 (E)=D×2
1,496,880円	2,993,760円

利用料金増加額 E-A	利用料金増加額 E×2%÷2	利用料金増加額 E×2%
834,060円	29,938円	H32新規

福祉センター(青少年女性センター)

平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (C)
-	-	1,122,870円

平成30年度上半期 (D)	平成30年度見込 (E)=D×2
790,745円	1,581,490円

利用料金増加額 E-C	利用料金増加額 E×2%÷2	利用料金増加額 E×2%
458,620円	15,815円	31,630円

福祉センター(老人福祉センター市外利用者)

平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (C)
2,040円	10,710円	6,120円

平成30年度上半期 (D)	平成30年度見込 (E)=D×2
3,800円	7,600円

利用料金増加額 E-C	利用料金増加額 E×2%÷2	利用料金増加額 E×2%
1,480円	76円	152円

利用料金見直しによる指定管理料調整(削減)額	5,827,445円
消費税率の引上げによる指定管理料調整(削減)額(H31年度)	203,738円
消費税率の引上げによる指定管理料調整(削減)額(H32年度分)	201,756円

指定管理料調整額見込み(概算) (指定管理料の減額概算)		H30年度分	H31年度分	H32年度分	H33年度分	H34年度分	H35年度分	H30年度 予算削減額	H31年度以降 削減効果額	総合計
西白井複合センター (西白井公民館)	利用料金見直し	1,569,890円	1,569,890円	1,569,890円	1,569,890円	1,569,890円	1,569,890円	1,569,890円	7,849,450円	9,419,340円
	消費税率引上げ	-	50,381円	100,762円	100,762円	100,762円	100,762円	-	453,429円	453,429円
	合計	1,569,890円	1,620,271円	1,670,652円	1,670,652円	1,670,652円	1,670,652円	1,569,890円	8,302,879円	9,872,769円
白井駅前センター (白井駅前公民館)	利用料金見直し	1,304,875円	1,304,875円	-	-	-	-	1,304,875円	1,304,875円	2,609,750円
	消費税率引上げ	-	41,708円	-	-	-	-	-	41,708円	41,708円
	合計	1,304,875円	1,346,583円	0円	0円	0円	0円	1,304,875円	1,346,583円	2,651,458円
桜台センター (桜台公民館)	利用料金見直し	924,880円	924,880円	924,880円	924,880円	924,880円	924,880円	924,880円	4,624,400円	5,549,280円
	消費税率引上げ	-	34,606円	69,212円	69,212円	69,212円	69,212円	-	311,454円	311,454円
	合計	924,880円	959,486円	994,092円	994,092円	994,092円	994,092円	924,880円	4,935,854円	5,860,734円
学習等供用施設	利用料金見直し	733,640円	733,640円	-	-	-	-	733,640円	733,640円	1,467,280円
	消費税率引上げ	-	31,214円	-	-	-	-	-	31,214円	31,214円
	合計	733,640円	764,854円	0円	0円	0円	0円	733,640円	764,854円	1,498,494円
白井コミュニティ センター	利用料金見直し	834,060円	834,060円	-	-	-	-	834,060円	834,060円	1,668,120円
	消費税率引上げ	-	29,938円	-	-	-	-	-	29,938円	29,938円
	合計	834,060円	863,998円	0円	0円	0円	0円	834,060円	863,998円	1,698,058円
福祉センター (青少年女性センター)	利用料金見直し	458,620円	458,620円	458,620円	-	-	-	458,620円	917,240円	1,375,860円
	消費税率引上げ	-	15,815円	31,630円	-	-	-	-	47,445円	47,445円
	合計	458,620円	474,435円	490,250円	0円	0円	0円	458,620円	964,685円	1,423,305円
福祉センター (市外利用者)	利用料金見直し	1,480円	1,480円	1,480円	-	-	-	1,480円	2,960円	4,440円
	消費税率引上げ	-	76円	152円	-	-	-	-	228円	228円
	合計	1,480円	1,556円	1,632円	0円	0円	0円	1,480円	3,188円	4,668円
合計	利用料金見直し	5,827,445円	5,827,445円	2,954,870円	2,494,770円	2,494,770円	2,494,770円	5,827,445円	16,266,625円	22,094,070円
	消費税率引上げ	-	203,738円	201,756円	169,974円	169,974円	169,974円	-	915,416円	915,416円
	合計	5,827,445円	6,031,183円	3,156,626円	2,664,744円	2,664,744円	2,664,744円	5,827,445円	17,182,041円	23,009,486円